

第 17 回協議会資料

1. 第 16 回協議会の結果…………… 1
2. 実施計画書【B 区間】（素案）に対する委員意見…………… 2
3. 今後の進め方…………… 4

平成 19 年 9 月 9 日

霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

1. 第16回協議会の結果

(1) 日時

平成19年8月5日(日) 14:30～16:30

(2) 会場

霞ヶ浦環境科学センター 多目的ホール

(3) 議事

- (1) 開会
- (2) 第15回協議会の結果
- (3) A区間の作業の参加に関するアンケート結果
- (4) B区間の事業内容
- (5) 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生事業実施計画書【B区間】(素案)
- (6) 今後の進め方
- (7) 閉会

(4) 議事要旨

1. A区間の作業に関するアンケート結果について
 - ・ A区間の水路掘削作業、草刈り作業、環境モニタリングについては、ワーキングで作業手順等を協議する。
 - ・ A区間で発生する掘削土はB区間へ運搬することとなっているが、その必要性等を含めてワーキングで検討する。
 - ・ 環境モニタリングに関しては、霞ヶ浦環境科学センターの環境学習活動と連携して実施する方針で検討する。
 - ・ ワーキングの仮座長は前田会長とし、第1回目のワーキングは8月26日に開催する。
 - ・ ワーキングの開催案内は、A区間の作業分担に関するアンケートにおいて作業分担をすると回答した委員を対象に通知する。
 - ・ ワーキングでの検討結果は次回協議会において報告する。
2. B区間の事業内容について
 - ・ B区間の事業内容に関しては、概ね了承された。ただし、A区間のモニタリング結果等を受け変更が生じた場合には、協議会で協議する。
 - ・ 現堤防の開口部の位置・幅等は、沖宿一号排水樋管の位置や現存植生への影響回避、およびワンド・水路等での流れの創出を前提として素案を提示しているが、今後の協議においてA区間のモニタリング結果等を参考にしながら変更することが有りえる。
 - ・ 沖宿一号排水樋管からの排水が、ワンド・水路等に悪影響をおよぼす場合は、位置・構造を含め協議会で協議する。

3. 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画書【B区間】(素案)について

- ・ B区間の実施計画書(素案)に関しては、概ね了承された。
- ・ B区間の実施計画書(原案)作成は、素案に対する意見とB区間の事業実施における役割分担についてアンケートを8月中に実施し、この結果を踏まえ作成する。
- ・ アンケートの送付に際しては、参考資料として現況地形および堤防の高さ等を記入した横断面図を添付する。
- ・ 現堤防の開口部は、既設護岸の矢板は撤去せず、現地盤までの切り下げを行う。
- ・ 樹木の植栽およびその維持管理は協議会委員が分担する。
- ・ 堤脚水路の計画に関しては、土地改良区と協議しながら検討する。

4. 今後の進め方

- ・ 今回の協議会での意見および今後実施するアンケートの結果を踏まえて、自然再生事業実施計画書(素案)を修正し、次回の協議会に原案として提出する。
- ・ B区間に関するアンケートは8月中に実施する。
- ・ A区間の作業に関しては、8月26日(日)にワーキンググループを開催する。
- ・ 第17回協議会は9月9日(日)に開催する。

(5) 参加者

◆ 協議会委員

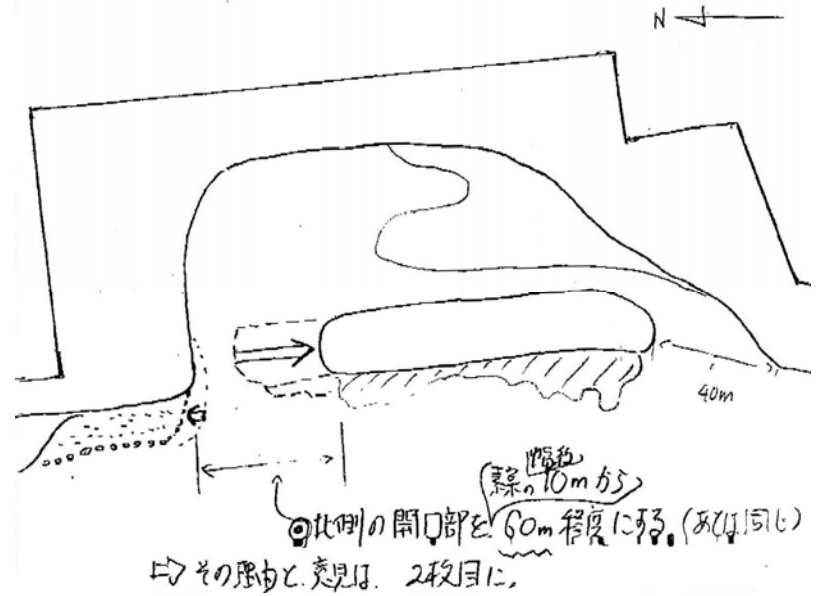
| 所属等 | | 参加人数 | |
|--------|------------------------|------|-----|
| 専門家 | | 2名 | |
| 公募委員 | 団体 | 4名 | 17名 |
| | 個人 | 13名 | |
| 地方公共団体 | 茨城県 | 7名 | 9名 |
| | 土浦市 | 1名 | |
| | かすみがうら市 | 1名 | |
| 関係行政機関 | 国土交通省 霞ヶ浦河川事務所 | 1名 | 2名 |
| | 独立行政法人水資源機構 利根川下流総合管理所 | 1名 | |
| | | 30名 | |

◆ その他

| 所属等 | | 参加人数 |
|-----|---------|------|
| 傍聴者 | 一般、マスコミ | 8名 |

2. 実施計画書【B区間】(素案)に対する委員意見

| 委員名 | 委員意見 | 国土交通省の対応方針 |
|---------|---|--|
| ① 沼澤 篤 | <p>○極浅場^(H-2)、現存湿地^(H-9)に関しては、2~3年間かけて植生の回復(遷移)状態を調査し、その後毎年2~3月(早春)頃にヨシ、ヒメガマ、マコモの刈り取りを行ってはどうか。その目的は①ヨシ優先湿地の維持、②湖内(ワンド)からの有機物の除去により、水質改善に少しでも寄与する。</p> <p>○深場を含む、静水域^(H-5)に関しては、ヒシ、トチカガミ(沈水植物)の繁殖が予想されるので、8~9月に9割程度除去してはどうか。1割程度は次年度のために残す。その目的は①通水性を確保し、溶存酸素濃度を上げ、水中の光強度を上げて、プランクトン、貝類、稚魚の成育を促す、②湖内(ワンド)からの有機物の除去により水質改善に少しでも寄与する。</p> | <p>→国土交通省は、基盤整備のみであるため、極浅場、現存湿地及び静水域に関して、草刈り、除去については委員の参加者による作業分担となります。</p> <p>→植生管理の考えについては、A区間での植生管理を参考に今後、検討してはどうかとしています。</p> |
| ② 高橋 修一 | <p>○既設堤防は、Y.P. +2.85より上をカットしてその下部分を残す計画ですが、既存堤防前面のコンクリート護岸については、そのまま残すということよろしいでしょうか。</p> <p>○p.30⑦施工後の植生管理の考え方</p> <p>a) 新堤防 新堤防については国土交通省が草刈り等の管理を行うとなっている。これらの文句から推察すると新堤防の法面処理工法は、コンクリート等によるものではなく、植生等によるものと考えているように思われるがどうか。</p> | <p>→既存堤防のコンクリート護岸は、そのまま残します。</p> <p>→新堤防の法面は、総芝張りです。</p> |
| ③ 平井 幸弘 | <p>もともと【B区間】は、築堤によって失われてしまった霞ヶ浦湖岸の浅場(水深0~1m)を再生することを最大の目的として、堤内地に確保された浚渫ヤード(120×320m)を利用して、すでに宍道湖西岸等でも実施されている「引き堤」を行うことによって、生物多様性の回復や住民による湖岸での自然観察や利用などの増加を目指したものである。</p> <p>湖側に張り出した浚渫ヤードの矢板の一部を切断して小規模なワンド状の入り江(最大30×30m、30×60m)を創出する【A区間】とは違い、霞ヶ浦のもともとの湖岸環境(の一部)を再生する事が重要で、【A区間】と同じような発想で大規模な入り江を造成するものではない。</p> <p>「引き堤」に際し、「湖岸帯の既存植生は可能な限り保存する」のは基本的に賛成であるが、これは絶対条件ではない。したがって、「既存堤防の改良」ではなく、「引き堤」後の治水上の安全と、堆積物の流失防止のための消波機能をもったものと据え、例えば「島堤」のようなものとすべきではないか。</p> <p>素案では、開口部2ヶ所のうち、北側は幅がわずか10mで、南側が40mとなっている。これは、南側から湖水の流入を期待したものと考えられるが、南側は開口部こそ幅40mであるが、すぐに幅10m以下の水路になっているので、湖水の流入はあまり期待できないのではないかと。</p> <p>さらに、一部の委員から指摘された沖宿排水樋門からの農業排水の影響を考慮するならば、北側の開口部から積極的に湖水を流入させるように、北側の開口部を大きくする方が良いのではないかと。とくに、北~北西の風が卓越する冬期には、北側の開口部から湖水が流入することが期待される。</p> <p>もともと、冬期~春先には、霞ヶ浦の湖水位は低下し、このとき湖棚上の堆積物は風浪によって移動してきたのではないかと推定される。現在は、水位調整によって冬期~春先の水位の低下は起こらないが、自然の状態に近づけるためには、冬期の湖水の流れに素直な方がより適しているのではないかと。</p> <p>素案では、全体として「引き堤による湖岸の浅場造成」ではなく、「入り江と水路の造成」にとどまっているように見える。したがって、北側の開口部を南側より広く、例えば60mほど開け、既存堤防は島状に残すことで、消波と堆積物流出防止機能を持たせてはどうか。</p> <p>宍道湖西岸の例では、「島堤」背後の底質が細粒化し有機物やゴミの堆積が問題ではあると指摘されている。素案では、湖水の流入・流出があまり期待できず、宍道湖西岸のような底質の悪化等が懸念される。</p> <p>なお、上記の事柄の科学的検討のためにも、この地区の前面における風や波、流れのデータが必要と考える。</p> | <p>→開口部2箇所の幅については、どのくらいの幅を設ければワンド内に水の流れが生じるかを今後、A区間でのモニタリング結果もあわせ、開口部施工前に再度、協議会において議論したいと考えています。</p> |



| 委員名 | 委員意見 | 国土交通省の対応方針 |
|---------|---|---|
| ④ 石川 亨市 | 公費を使う国民のための事業である。県民、国民が汚い、臭い、近寄るな！から近づきたい、行って良かった、また行こうと思わせる気持ちを持続させるような再生事業にしてほしい。 それによって、多くの人が益々霞ヶ浦の環境を考えるようになる。 そのためには、組織の枠を超えて国民に安心、安全な場所を提供するよう努力しなければならない。「我々の持ち場はこの枠でなく」他省庁、関係機関と協力しながら、より良いものを造らねばならない。 このことが今後の霞ヶ浦全体の事業や他県に及ぼす好影響となるようなことを念頭に置いて作業を進めてください。 | →階段、平場、砂利浜などの空間を創出することで、多くの方々が安全に、また安心して水辺に近づけるように配慮した計画としています。 →実施計画（素案）では、国土交通省で実施する基盤整備を示していますが、今後の協議の中で関係機関からの占用許可申請があれば、必要な検討を行います。 |
| ⑤ 山根 幸美 | 内容的にはありません。 表記上、以下が目につきました。 ・年表記がまちまちなので、整理した方が良いように思います。 西暦年（元号年）に統一してはどうですか。 ・P25 →P. 25（ページ表記） | →別表のとおり、実施計画書（素案）を修正しました。 |
| ⑥ 西廣 淳 | ・P. 21、P. 23の事業の目的の文章中「連動する」→「連続する」 ・P. 24「IV 植生管理・環境学習」の文章中「霞ヶ浦にある在来種」→「霞ヶ浦にある株」、「外来種」→「必要に応じて、外来種」 ・「B 区間における事業の目的」の追加について（別紙参照） | →別表のとおり、実施計画書（素案）を修正しました →協議会の意見を踏まえて修正します。 |

【別表】霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生事業実施計画書【B 区間】（素案）の修正箇所一覧

| 該当箇所 | 修正内容 | 原案の該当頁 |
|---------------------------------|--|--------------------------------------|
| ① 計画書全体 | 文章中の年号表記を、和暦年（元号年）表記から「西暦年（和暦年）」表記に修正した。 | P. 1、P. 3～P. 11、P. 16 P. 18、P. 33 |
| ② B 区間の来歴 (P. 9) | 文章中の頁番号表示を「P〇〇」から「P. 〇〇」に修正した。 | P. 9 |
| ③ | 図面名「5 万分 1 地形図」を「1/50,000 地形図」に修正した。 | P. 9 |
| ④ 事業の目的 (P. 21、P. 23) | 文章中の「連動する」を「連続する」に修正した。 「〇霞ヶ浦において衰退が著しく保全上重要な植物を維持できる場の再生を試みる。」を追加した。 | P. 21、P. 23 |
| ⑤ 事業の概要 IV 植生管理・環境学習 (P. 24) | 文章中の「霞ヶ浦にある在来種を「霞ヶ浦にある株」、「外来種」を「必要に応じて、外来種」に修正した。 | P. 24 |
| ⑥ B 区間計画平面図 (P. 25) | 「IV-1 植栽」の文章中の「霞ヶ浦にある在来種」を「霞ヶ浦にある株」に修正した。 | P. 25 |
| ⑦ 事業の概要 (P. 24～P. 30) | B 区間計画平面図について、「Ⅲ-1 開口部の設置」に「開口部からの波浪対策については、既存消波施設を改良する。」を追加した。 B 区間計画平面図について、断面模式図の表記断面名を「A'」～「G'」から「A」～「G」に修正した。 (「I'」を削除) | P. 25 |
| ⑧ | B 区間現存植相図について、現存湿地の保全の範囲を修正した。 | P. 26 |
| ⑨ | B 区間断面模式図について、断面表記名を「A-A'断面」～「G-G'断面」から「A-A 断面」～「G-G 断面」に修正した。(「I'」を削除) B 区間断面模式図について、管理用通路と市道の表記方法を以下のとおり修正した。 ・管理用通路 → 歩行者・自転車用通路 ・市道 → 車両用通路 B 区間断面模式図について、既存堤防に護岸・矢板、平場箇所に矢板を追加した。 | P. 27～P. 28 |
| ⑩ | B 区間施工手順横断模式図について、「矢板の設置」と表記されている箇所を「矢板の存置」に修正した。 | P. 29 |

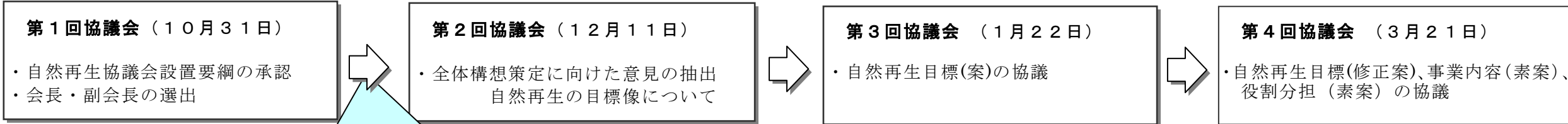
注) ①～②に関しては山根委員からの意見に基づき修正を行った。

注) ④～⑥に関しては西廣委員からの意見に基づき修正を行った。

3. 今後の進め方

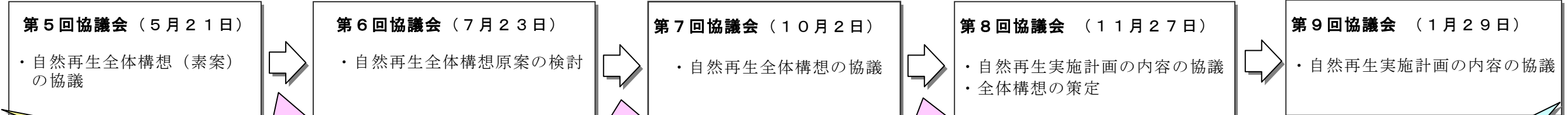
(1) 自然再生協議会全体スケジュール

平成16年度



現地見学会 (11月10日, 11月18日)

平成17年度



霞ヶ浦環境科学センター
一開所 (4月22日)

霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会
7月8日(第1回)

霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会
9月11日(第2回)

霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会
11月13日(第3回)

現地見学会
3月26日

平成18年度

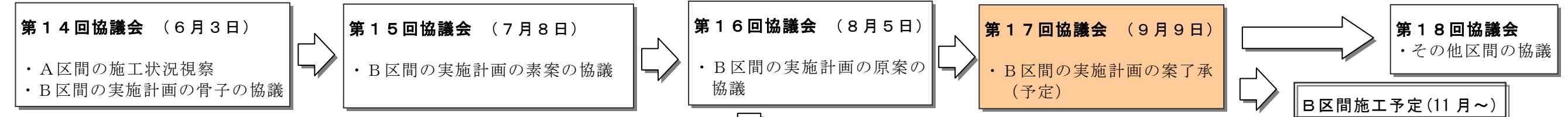


霞ヶ浦(西浦中岸)の湖岸環境に関する勉強会
8月27日(第4回)

自然再生事業実施計画【A区間】
主務大臣及び茨城県知事へ送付(1月24日)

事業の実施・維持管理・モニタリング調査等(A区間)

平成19年度



国の自然再生協議会の動向、および
央道湖西岸の「引き堤」に関する勉強会
7月8日(第5回)

A区間(8月26日)
WGの召集・水路の位置出し

A区間の作業実施(10月27日、28日)
水路の施工

B区間施工予定(11月~)